(健康保険被扶養者調書用)

山崎製パン健康保険組合　理事長　殿

被扶養者の収入に関する念書

<調書対象者>

　　　　　　　　　　　　　　　の健康保険被扶養者調書につきまして、直近3ヵ月の収入の平均が月額108,333円(60歳以上の方又は障害厚生年金を受給されている方については150,000円)を超えていますが、本年中の収入を必ず年間130万円(60歳以上の方又は障害厚生年金を受給されている方については180万円)未満に抑えますので削除の保留をお願いします。

|  |
| --- |
| 以下の内容を遵守することを、本書面をもってお約束いたします。    1.令和　　　　年の収入を必ず年間130万円※1(60歳以上の方又は障害厚生年金を受給されている方については180万円)未満に抑えます。  2.令和　　　　年分「源泉徴収票」を来年1月末日までに提出します。  3.「源泉徴収票」の提出が遅れた場合や年間収入が130万円(60歳以上の方又は障害厚生年金を受給されている方については180万円)を超えていたことが判明した場合は、速やかに本年8月1日付で被扶養者削除届を提出します。  その場合、8月1日以降の山崎製パン健保組合負担分の医療費と受領済の給付金は全額返還いたします。    ※1 年間の収入には賞与額、通勤手当、各種年金、不動産収入等を含みます。 |

令和　 　年　 　月　 　日

記号 ― 番号　　16　　　　―

住　　　　所　　〒

被保険者氏名

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

◆被扶養者収入基準要件◆

健康保険の被扶養者となる人の収入基準は、年間130万円未満（月収108,334円未満）かつ被保険者の年間収入の2分の1未満です。(60歳以上の方又は障害厚生年金を受給されている方は、年間180万円未満（月収150,000円未満）かつ被保険者の年間収入の2分の1未満)